

宮城県中央児童相談所長 様

一時保護所の子どもたちの生活・支援に関する
第三者評価

報告書

(令和5年度3月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

J-Oschis
日本児童相談業務評価機関

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

一時保護所の子どもの生活・支援に関する

第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で宮城県中央児童相談所一時保護所の子どもの生活・支援に関する第三者評価を実施した。

●評価の方法

2018 年度厚生労働省調査研究事業「一時保護された子どもの生活・支援に関する 第三者評価の手引き（案）」（三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き(2023 年度版)」を用いて、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・ 自己評価アンケート

61 項目について、一時保護所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・ こどもアンケート

アンケート実施期間内に当該一時保護所へ入所中のこどもに対してアンケートを実施した。回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要なと思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要（福祉行政報告例）、組織図、業務分掌、勤務表、時間外勤務実績、年次有給休暇実績、平面図、事業計画（行事計画、研修計画等）、子どもに対する説明資料（権利ノート、生活のしおり、日課表、学習時間割表） 等

3 実地調査

- (1) 申し送り会議や観察会議への立ち合い
- (2) 施設見学
- (3) 全体状況について聴き取り(所長、マネジメント層より)
- (4) 新人職員ヒアリング(経験年数の少ない保育士、児童指導員、心理士 等)
- (5) こどもヒアリング(当日、呼びかけに応じてくれたこども)
- (6) 相談部門ヒアリング(相談部門のマネジメント層)
- (7) フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～C の4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他一時保護所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

— 目次 —

一時保護所の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法	1
目次	3
総評	
総評	5
第Ⅰ部 子ども本位の養育・支援	7
第Ⅱ部 一時保護の環境及び体制整備	9
第Ⅲ部 一時保護所の運営	11
第Ⅳ部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント	13
第Ⅴ部 一時保護の開始及び解除手続き	13

総評

(2023年11月6日～7日 実地調査実施分)

総 評

○個々の職員の日常的な子どもへの接し方、声かけや対応は、管理的指導的でなく、子ども一人ひとりに対して温かく、安心感を与えようとする姿勢は高く評価できます。また、一時保護所内での職員同士の情報共有や引き継ぎ、遠方の児童相談所も含めた相談部門との情報共有や連携は優れた実践であり、高く評価できます。

○一時保護所には、複数の看護職、現職教員が配置されているなど、多職種が協働できる体制が整っている点は高く評価できます。一時保護所の運営に関する医師の関与、現職教員を介した在籍校との連携など、さらなる多職種連携の強みを活かした取り組みを期待します。

○子どもの権利擁護や意見表明支援の仕組みについて、外部の弁護士が意見表明支援員として定期的に来所している制度の導入は評価できます。今後、個々の職員の専門職アドボカシーとしての意識向上、意見表明支援員のさらなる活用など、子どもの意見を尊重する取り組みがいっそう充実することを期待します。

○建物の構造上、子ども全体に目が届きにくく、個々のニーズに応じた支援やケアを行うにあたっては、現在の職員体制では限界があるように思いました。個々の子どものニーズに応じた質の高いケアを提供するためには、職員配置のさらなる拡充、子どもの生活時間や日課に応じた職員の手厚い配置などの検討が必要と思います。

○研修や観察会議の持ち方については、参加対象者・頻度・内容について、改善の余地があると思います。国から一時保護施設の設置運営基準が示され、一時保護所のあり方が大きく変わろうとしている現在、より質の高いケアを目指すため、観察会議も含めた研修等の充実を期待します。

○様々な理由により子どもを集団から離して行う個別対応については、子どもの権利に対する制限が大きいことを意識して、本人が希望している場合を除き、必要最低限の期間にとどめるべきです。個別対応を行うかどうか、期間や解除の条件・タイミングについて、一律ではなく個々のケース毎に、相談部門の児童福祉司、児童心理司に加えて、医師や弁護士等も交えた検討が望まれます。

○男女別処遇、私物利用、通学支援、日課やルール、学習カリキュラム、運動機会の頻度や内容などは改善の余地が多くあると思います。これらについては、一時保護所職員だけでなく、相談部門の職員、医師、弁護士等の参画を得て、さらには、子ども会議など子どもとの対話の機会を定期的に持つなどして、検討の作業を進めていかれることを期待します。また、外部研修等を通じて、他県一時保護所の先進的な取り組みを学ぶことも有効と思います。

○一時保護期間が 2 ヶ月を超えている子どもが少なくありませんでした。一時保護所での保護期間の長期化を解消するため、長期化の背景や要因の分析、解決策について、児童相談所と本庁との間で、具体的計画的な協議検討がされることを期待します。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	<ul style="list-style-type: none"> ○職員一人一人が子どもの意見表明を支えるアドボケートであることを意識していただきたいと 思います。子どもの希望や要望・意見が表明された時に、真摯に受け止め、職員間で議論 し、実現できるものは実現し、実現できないものについてはその理由を説明することが重要で す。 ○子どもを集団から離し個別対応を必要とするケースについては、必要性、期間や解除等につ いて、個々のケース毎に相談部門の児童福祉司、児童心理司に加えて、医師や弁護士も 交えた検討が必要と考えます。 ○細分化・膨大化する一方のルールについては、見直しの機会を持つことが必要と思います。 相談部門の職員も含めて、検討 されてはいかがでしょうか。
児童相談所 (一時保護所)	<ul style="list-style-type: none"> ○建物の構造上、子ども全体に目が届きにくく、個々のニーズに応じた支援やケアを行うにあ たっては、現状の職員体制では限界があるように思います。子どもの生活時間や日課に応じた 職員の勤務時間(例えば、夕食から消灯前までの時間帯などに職員数を手厚く配置する) を検討してみたいと思います。 ○観察会議や研修のいっそうの充実が必要と考えます。また、外部研修を通じて学んだ、他県 一時保護所の先進的な取り組みを、児童相談所全体で共有し、今後の改善に役立てて いただければと思います。 ○生活のルール、日課、男女別処遇、通学、私物の利用など、生活する子どもの立場や視点 に立って検討することが必要と考えます。検討に際しては、子ども会議など、子どもとの対話の 機会を定期的に持つことを期待します。 ○運動面では、回数や時間増、中庭の活用などを検討し、体を動かす時間の確保を期待し ます。また、所外活動については、諸般の理由で中止なった場合も、代替日の設定や活動 内容の変更など、子どもたちの楽しみの機会の確保に向けて検討されることを期待します。
設置自治体	<ul style="list-style-type: none"> ○一時保護期間が 2 ヶ月を超えている子どもが少なくありませんでした。一時保護所での保護 期間の長期化を解決するため、児童相談所と本庁との間で、具体的・計画的な協議検討 がなされることを期待します。 ○前述の通り、建物の関係で全体に目が届きにくい構造となっており、夜間宿直職員の負担 が大きいと思われます。また、緊急保護時には、相談部門の職員の応援を求めていることが あり、この負担も大きいと思います。職員体制の拡充について検討されることを期待します。 ○意見表明支援員は 1 ヶ月に 1 度、定期的に訪問していますが、子どもが必要な時は、いつ でも対応できる仕組みも望まれます。
国	<ul style="list-style-type: none"> ○現在、国において、一時保護施設の設備・運営に関する基準案が公表されていますが、こ れらが各都道府県で確実に実行できるよう、技術的な支援、財政的な支援が行われること が必要と思います。 ○一時保護の長期化の解消・解決のために、特に、高機能な児童養護施設の十分な確保、 質の高い里親ケアの実現などに向けて、具体的な施策の展開が必要と思います。

第 I 部 子ども本位の養育・支援

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

- 子どもの権利や意見表明支援についての説明については、入所時に一時保護所職員が子どもの権利ノートを用いて説明を行っていますが、子どもたちからは「説明はあったがよくわからない」という声が聞かれました。一度では理解が難しい事柄ですから、職員から具体的な場面で繰り返し伝える、意見表明支援員の弁護士からもわかりやすく話してもらうなど工夫が必要だと思います。
- 権利ノートについては、令和 3 年度に作成されていますが、今の子どもたちが理解できるような記載になっているか、確認していただきたいと思います。例えば、今では一時保護所で行われていない生活様式が書かれていないか、子どもたちがピンと来る文言や例が使用されているか、性差や職員と子どもの力関係について誤った印象を与える記載はないか等、内容を検討することが望まれます。
- また、「一時保護所のきまり」の文言「職員のいうことを、すなおにきく」は、職員の言うことに従うことが優先され、子どもにとって意見を言いづらくさせているかもしれません。こうした点についても検討が望まれます。
- 外部の意見表明支援員の設置、意見箱の設置等、子どもたちの意見を尊重するための仕組みが構築されている点は評価できます。しかし、ヒアリングをした子どもたちからは、「どうせ言っても聞いてもらえない、何も変わらない、意見を言っても意味がない」といった声が多く聞かれ、用意された仕組みが充分活かされていない状況が伺えました。
- 意見表明支援員や意見箱以前に、子どもの希望や要望・意見が表明された時に、その内容の如何にかかわらず真摯に受け止め、その実現の可否をしっかりと職員間で議論し、実現できるものは実現し、実現できないものについてはその理由を説明することが重要です。そのためには、職員一人一人が子どもの意見表明を支えるアドボケイト（専門職アドボカシー、フォーマルアドボカシー）であることを自覚することが大切です。どんな些細なことでも表明した意見が受け止められたこと、そして一部であっても実現すること、納得がいくように説明されたことは、意見表明の経験が少なかった要保護児童にとって、自己肯定感を育む重要な機会であると思います。
- 意見箱は一時保護所内に複数箇所設置されていましたが、子どもたちが誰にも知られずに意見を投函できるのは 1 か所のみでした。設置場所の工夫が望まれます。また、子どもたちに対し、意見箱は弁護士が開けると説明しているのであれば、些細な内容であってもそのとおり実現することが必要です。その上で、投函された意見に対してはあまり時間を置かず早期に対応するための工夫が求められます。
- 現状、弁護士である意見表明支援員が月 1 回一時保護所を訪問して、予め面談を希望した子どもから話を聴くことになっていますが、本来意見表明支援員の役割には、意思形成支援や結果のフィードバック等も含まれます。意見表明支援員が直接入所児童に接する機会、とりわけ相談以外の形で接する機会を設けることで、意見表明支援員の役割がこれまで以上に発揮され、その結果として、子ども自身の意見表明権に対する理解が深まり、意見が尊重されたという満足感にもつながると考えます。また子どもから意見表明支援員へのアクセスが、弁護士が来所する月 1 回に限定されていますが、一時保護所に入所している期間が 1 ヶ月より短い場合も多く、子どもが必要な時は、いつでも対応できる仕組みも望まれます。以上、子どもの意見を尊重する取り組みがいっそう充実することを期待します。
- 男女別処遇、一律の通学禁止、私物の利用禁止、選択肢が非常に少ない一律の日課、その他各種ルールについては、その必要性・合理性について再検討が必要だと考えます。検討にあたっては、一時保護所職員だけでなく、相談部門の職員、医師、弁護士の参画を得て、さらには子ども会議など、子どもとの対話の機会を定期的に持つなどして、検討作業を進めていかれることを期待します。また、外部研修等を通じて、他自治体の一時保護所の先進的な取組みに学ぶことも有効と思います。
- もっとも、子どもの権利制限をなるべく少なくし、個々のニーズに応じた支援のバリエーションを増やすことは個々の職員の努力だけでは限界がありますので、このような、より質の高いケアを行うための職員の拡充についても

検討していただきたいと思います。

- 子どもを集団から離して行う個別対応については、子どもの権利に対する制限が大きいことを意識して、本人が希望している場合を除き、必要最低限の期間に留めるべきです。個別対応を行うかどうか、期間や解除の条件・タイミングについて、一律ではなく個々のケース毎に十分検討する必要があります。とりわけ、入所当初に行われている、感染症観察、子ども間の性感染症予防、代表者聴取実施前の記憶の汚染回避等のための個別対応については、相談部門の児童福祉司、児童心理司に加えて、医師や弁護士等専門家も交えた検討が必要でしょう。
- 通学支援については殆ど行われおらず、今後の課題であると思います。距離的な問題から一時保護所からの通学は困難と思われるが、一時保護委託（一時保護専用施設、里親委託）を活用するなどして、通学支援の実現に向けて検討されることを期待します。また、高校への通学について一部検討している例はあるものの、遠方の高校の場合も含めて、どのような条件があれば単独で通学可能か、今後検討されることを期待します。
- 一時保護期間が 2 ヶ月間を超えている子どもが少なくない点について懸念します。この問題については、前述した一時保護委託を活用するなど、開放的な環境でのケアを検討されることを期待します。さらには、一時保護期間の長期化について、その背景や要因の分析、解決策について、児童相談所と本庁とで具体的な計画的な協議をされることを期待します。
- 子ども同士のトラブルについて、職員ごとに対応がまちまちになることで、支援の一貫性を欠き子どもが混乱しないよう、対応マニュアル等を備えることが望まれます。
- 宗教上の理由から食事に制限がある子どもや、性的アイデンティティへの配慮が必要な子どもへの対応については、過去の案件は少ないものの、子どもの人格権への配慮に基づく対応を心掛けている点は評価できます。もっとも、前段同様、職員によって対応がまちまちにならないよう対応マニュアルを作成することが望ましいと考えます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	B
No.2	子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	B
No.3	保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得られるように児童福祉司等と連携しているか	A
No.4	保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得られるように児童福祉司等と連携しているか	A
No.5	保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得られるように児童福祉司等と連携しているか	A
No.6	保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	A
No.7	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか	B
No.8	被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	A
No.9	子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	A
No.10	思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	A
No.11	性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか	A
No.12	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	B
No.13	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	B
No.14	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	B

第Ⅱ部 一時保護の環境及び体制整備

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

- 一時保護所の構造について、居室棟や学習室・食堂が事務室から離れており、居室棟においてはリビングがありません。そのため、学習や集団活動以外の自由時間は、子どもは自室で過ごすことを基本としています。居室棟で過ごす時間帯は随時、職員が居室を訪問することとなっていますが、子ども全体に目が届きにくくなっています。

特に夜間については、子どもの人数が定員に満たなくても、一定の人数を超えると、現在の宿直者2名の職員体制では、職員の精神的身体的負担は大きなものとなっています。また、子ども間のトラブルなどで複数対応が必要になると、その間は他の子どもに目が届きにくくなるという問題もあります。
- 居室棟で夜間を過ごす子どもが楽しめる選択肢が少ないように見受けられました。中には、卓球のような軽い運動、音楽の演奏をしたい子どももいるかもしれませんが、夜間に個別に職員に相談したいというニーズもあるでしょう。その場合も、それぞれが可能な部屋は居室棟から離れているため実現することが困難であり、居室棟には相談できる部屋がありません。DVDを視聴できる部屋はあるものの、視聴できる子どもの人数が制限されています。その結果、子どものアンケートやヒアリングで、「自由活動が楽しくない」「午後の活動が楽しくない」「うれしかったことがない」といった声が多くありました。
- 以上のことから、子どもの安全を確保しつつ、個々のニーズに応じたケアや支援・余暇活動を提供することを考えると、子どもが最も活発になる夕方以降就寝までの時間帯において現状の職員体制では十分とは言えません。子どもの生活時間や日課に応じた職員の勤務時間(例えば、夕食から消灯前までの時間帯などに職員数を手厚く配置する等)を検討することが望まれます。
- 夜間の宿直体制において、仮眠をとれる部屋は居室棟に一部屋のみであり、もう一人の宿直者は、仮眠を取れる部屋が固定されていません。子どもたちと同じ部屋の床に布団を敷いて就寝することもあるようです。また、宿直室には個人のプライバシーに関わる情報があるにもかかわらず、カーテン1枚を隔てたスペースに子どもが入りしていました。宿直者が安眠できないこと、子どもの個人情報に誰でも触れやすいこと、これらの点についての検討が求められます。
- 個々の職員の日常的な子どもへの接し方、声かけや対応は管理的指導的でなく、子ども一人ひとりに対して温かい声かけであり、安心感を与えようとする姿勢は高く評価できます。一方、ルールが細分化され多くなると指導場面が自ずと増えてしまうため、職員に対する信頼感や安心感を損ねる可能性があります。ルールはトラブルが発生するたびに増えていくものであり、減らしたり止めることは難しいものですが、細分化・膨大化する一方のルールについては、見直しの機会を持つことも必要ではないでしょうか。その際には、一時保護所職員だけでなく、相談部門の職員、弁護士、医師など多職種での検討見直しが望ましいと思います。
- 日常的な職員の対応は質の高いものと評価できますが、子どもが表してくる心身の症状や行動上の特徴に対しては、心理的背景や発達上の特性に沿ったきめ細かなケアが求められるため、職員の理解やスキルの向上が不可欠です。その獲得のためには、定期的開催される観察会議、一時保護所職員に限定した研修、外部研修とその復命研修(会議)が必要です。現状においては、観察会議は担当職員とSVや管理職に限定されていますが、観察会議には担当以外の職員、男女の他チームの職員の参加も望まれます。
- 観察会議は、子どもの心身の状態について担当職員以外からの報告(教員や看護職員など)も含めた、多面的な子どものアセスメントを行う機会であり、かつ、その心身の状態や行動の意味を知り、それに基づいたケアのあり方を多くの職員が共有する絶好の機会です。観察会議のあり方について検討が求められます。
- 一時保護所職員に限定した研修も開催されていますが、宿日直業務嘱託員の参加も必要です。また、研修内容は講義を聞くだけの受身的なものだけではなく、参加者が主体的に学べるようなグループワークやロールプレイを積極的に取り入れるなど工夫が必要です。

- 国から新しい設置運営基準案が示され、一時保護所のあり方が大きく変わろうとしている現在、より質の高いケアを目指すための研修の充実を期待します。なお、観察会議や研修を充実することは、その間に、子どもをケアする代替職員の確保が必要となります。その分の人件費等のコストも十分に確保いただきたく思います。
- 現在、宿直の会計年度職員は大学生が主体のようですが、年齢が近いというメリットがあるものの、数年で勤務が終わるなど、経験の蓄積ができないデメリットもあります。大学生のみに限定しない、多様な年齢、職歴・経歴を持った職員の確保について検討が望まれます
- 現職の教員が教育委員会から派遣されている点は高く評価できます。ただ、教材作成は担われているものの、常に学習を担当しているわけではありません。一時保護児童と在籍校の教員との橋渡しを行うなど、その活用方法についてはもっと取り組みの余地があると思われまますので、今後検討されることを期待します。
- 児童福祉司や児童心理司とは、生活記録を毎日共有する等の形で、適時かつ適切に連携が取れており、優れた取り組みとして高く評価できます。また、一時保護所の職員間においては、毎朝開かれる申し送りを通じてきめ細かに情報共有がなされ、職員全員で入所児童を見守る空気が醸成されており、子どもたちの安心感につながっていると思われまます。
- 関係機関との連携という点では、医学的なアセスメントが迅速にできていること、施設職員等と一時保護所職員が直接ケースについての情報交換をしようと取り組んでいることが評価できます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.15	一時保護所としての設備運営基準を遵守し、更に質を向上させる努力をしているか	B
No.16	一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	B
No.17	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	B
No.18	管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	A
No.19	一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	B
No.20	各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	A
No.21	情報管理が適切に行われているか	A
No.22	職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	B
No.23	一時保護所職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか	A
No.24	児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか	A
No.25	職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか	A
No.26	医療機関との連携が適切に行われているか	S
No.27	警察署との連携が適切に行われているか	A
No.28	施設や里親等との連携が図られているか	A
No.29	子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	B

第Ⅲ部 一時保護所の運営

総評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

- 緊急保護については、警察との連携や相談部門職員との連携が円滑であり、また、必ず児童福祉司が立ち会って適切な対応をしていることは評価できます。一方、緊急保護用の居室が居室棟から離れているため、観察や見守りが十分に必要場合には職員の応援体制が求められており、相談部門の職員に負担がかかっている点は検討が望まれます。
- 食事の提供は適時適温を心がけて提供されており、子どもからのヒアリングでも好きなメニューが話題に出るなど、子どもが楽しみにできる献立となっています。一方、食事時間は子どもにとって大切な時間なので、新型コロナやインフルエンザ等の感染症の流行状況に対応して、会話ができる環境の検討が望まれます。
- 入浴については個別対応で時間がかかるため、午前中から行われたり、最後の方はお湯の温度が低かったりと、改善が必要と思われる。また、入浴の際に利用する浴用用具については、他の用途の用具の転用がみられ、これを使っている子どもがどう感じるか、という子どもの視点での検討が必要ではないでしょうか。
- 義務教育において、土曜日は休校日というのが子どもの意識ですが、本一時保護所では、土曜日の午前中も平日と同様に学習を行っており、子どもの不満の一つになっています。また、学習内容はプリント学習、中学生は自習となっていました。土曜日に学習を行う場合も、多様な学習経験ができるようなカリキュラムの工夫が望まれます。
- 運動面では、近隣の施設の体育館やグラウンドを定期的に借用し、スポーツなどの取組ができています。今後は回数や時間を増やしたり、中庭の活用などを検討し、体を動かす時間の確保を期待します。
- 生活に変化を持たせるため、外出行事など年間計画が立てられています。今年度については、職員の体制等を理由に中止になることが多いようです。実施可能な内容の検討や代替案など前向きな取組みを期待します。
- 衣類は清潔に保管貸与されていますが、私物の着用が認められておらず、衣類交換にも制約があります。子どもの意向を踏まえた柔軟な対応が必要と考えます。また、持ちこんだ私物の中には子どもの精神面の安定に必要なものも含まれていると思いますが、一部は許可しているものの多くは禁止されており、見直しの余地があると思います。
- 睡眠時間について、一律 21 時消灯、朝は 7 時まで布団を出てはいけないというルールは、子どもの生活リズムを一律的に管理するものであり、年齢に応じた柔軟な対応が求められます。
- 生活のルールや日課に制約が多く、管理的側面が多く表れています。生活する子どもの立場や視点に立って再検討することが必要と考えます。検討に際しては、子ども会議など、子どもとの対話の機会を定期的に持つことを期待します。
- 集団の部屋割りが縦割りになっているため、年齢差により生ずるトラブルが想定されます。また、未就学児に関しては年長児童と同じ居室で過ごしており、異年齢で過ごす意味はあるものの、幼児に対して配慮ができない学齢児童もいる中で、安全面について懸念があります。子どもの年齢、状況を加味した部屋割りの検討が求められます。
- 無断外出を行う子どもがほとんどないということは評価できる反面、裏返していうと、閉鎖空間として隙がなく、子どもにとっては閉鎖感、圧迫感を与えることになっていると考えられます。安全を確保しつつも閉鎖感や圧迫感を改善する工夫が求められます。
- 障害児など、特別な支援を必要とする子どもの特性を理解して対応することは大切な技術ですが、それらを職員が学ぶ機会を十分用意することが求められます。
- 重大事件にかかわる子どもの保護に際し、他の緊急保護の子どもと動線が交わる可能性があり、プライバシーの保護や安全の確保が十分とはいえません。他者と交わらない動線や個別のスペース確保など、一定の配慮と十分な見守り、ケア体制の強化について検討が求められます。

- 災害発生時に安全に避難するための取り組み強化が求められます(施錠と解錠:解錠が非常設備と連動していないため、人的な対応が必要となっています)。
- 災害対応マニュアルを備えている点、毎月避難訓練を実施している点は高く評価できます。訓練の内容が紋切り型にならないよう、あらゆる想定に対応できるよう災害別対応訓練を行い、職員が自信をもって子どもの安全に取り組めることが求められます。
- 児童相談所の嘱託医のクリニックを活用し、医療との連携が十分に取れている点は評価できます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.30	一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	A
No.31	一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	B
No.32	緊急保護は、適切に行われているか	A
No.33	一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	B
No.34	レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	B
No.35	食事が適切に提供されているか	S
No.36	子どもの衣服は適切に提供されているか	B
No.37	子どもの睡眠は適切に行われているか	B
No.38	子どもの健康管理が適切に行われているか	A
No.39	子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	B
No.40	未就学児に対しては適切な保育を行っているか	B
No.41	家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	A
No.42	子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	B
No.43	他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
No.44	無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
No.45	重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	B
No.46	身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
No.47	相談種別に関わらず、多くの子どもが虐待を受けてきた背景を踏まえて適切な対応・体制確保が行われているか	A
No.48	障害児（発達障害、知的障害、身体障害など）を受け入れた場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	B
No.49	健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	A
No.50	災害発生時の対応は明確になっているか	B
No.51	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	A
No.52	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	A
No.53	一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	B

第Ⅳ部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
○	子どもの情報や状況が相談部門とよく共有されており、その上で、援助方針会議等に一時保護職員が参加し、支援計画の策定に関わっている点は評価できます。
○	一時保護中の生活は、長い個別対応期間、男女別処遇のため、男女一緒に集団場面での行動観察の機会が少なくなっています。子ども同士の交流は日々の生活の中で必要なものであり、現在のケアのスタイルについて検討が求められます。
○	集団養育とは別に個々の子どものニーズに応じたケアやプログラムは必要なことですが、現在の個別ケアは“様々な理由により子どもを集団から離して行う個別対応”が中心となっており、一人一人の状況に応じた個別支援プログラムとなっていないように思います。子どもの年齢や能力、状況を考慮した課題設定など、個別のプランニングを大切にする必要を感じます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.54	適時、子どもや子どもの家庭に関する情報等が相談部門と共有されているか	A
No.55	総合的なアセスメントや支援方針の決定に際して、一時保護所としてその判断に加わっているか	A
No.56	援助指針に沿った個別ケアを行っているか	B
No.57	一時保護中に、子どもの変化に応じた個別ケアの見直しや、援助方針の見直しの提案が行えているか	A
No.58	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	B

第Ⅴ部 一時保護の開始及び解除手続き

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
○	一時保護開始後や解除に向けての支援方針は、相談部門との協議が適正になされています。
○	措置にあたっての施設等との連携については、担当者による直接的な引き継ぎを行う努力を行なっている点は評価できます。
○	学校に対しては、在籍校（あるいは在籍が予定されている学校）の教員との連携や情報の共有に、教育委員会から派遣されている一時保護所の教員が橋渡しをするなど改善の余地があると思います。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.59	保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか	A
No.60	一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	A
No.61	保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	A